

憲法

次の【事例】を読み、下記の【設問】に答えなさい。

【事例】

A国でこのほどクーデタが起こり、B将軍率いる軍部が文民政権を打倒し、権力を事実上掌握して軍政を開始した。A国には従来、日本政府が多額の政府開発援助を与え、また、多くの日本企業が同国に進出して現地在留邦人も増加しており、日本との関係は深まる一方であった。

B将軍の軍事政権に対して、日本国内の世論は割れ、ただちに経済制裁を発動すべきであるという意見がある一方、制裁は軍部を追い詰めかえってA国国民の利益に反する事態を起こしかねないとする意見もある。こうした状況は政界にも反映しており、与野党を問わず、制裁の可否をめぐる賛否両論があった。

クーデタ政権に対する対応については、約20年前のD内閣時代に、「クーデタなど民主的な選挙によらずに権力を奪取した政権については、原則としてその正統性を認めず、関係国との連携に努めつつ、国際法及び国内法において許される手段を用いて、速やかに民主的な政治体制へ移行するよう誘導する。ただし、当該国の国民の福祉に十分留意するものとする。」旨の閣議決定がなされていた。

しかし現在の内閣総理大臣Cは、対A国に限らず、これまで先進国が行ってきた経済制裁は実効性に乏しく、現地住民の生活水準をかえって落とすことが多いえ、特にA国については、経済制裁を実施すると進出日本企業に多大の損害を与えることから、クーデタに対して一応批判の声明は出すものの、具体的なアクションを起こすことなく事態を静観しようと考えている。

某日の閣議でC総理は、こうした自説を披瀝し、「当面事態の推移を見守り、政治・経済・文化その他A国との各般の関係は、同国の政情に著変が認められない限りこれまで通りとしたい。」という趣旨の発言をしたところ、国務大臣Eが強硬に反対し、上記のD内閣当時の閣議決定を引き合いに出すなどして、ただちに経済制裁を実行すべきだと強調した。しかし、他の閣僚からの発言は賛否とも特になく、またC総理も、閣内の意見を取りまとめるそぶりを見せなかったため、E大臣もそれ以上の発言はせず、閣議はそのまま散会となった。

ところがC総理は、対外経済担当の国務大臣Fを官邸に呼んで、「私の考えは、閣議で語った通りよ。A国へ派遣することになっている大型経済ミッションについても、予定通り進めるように手筈を整えてね。」と指示し、F大臣もこれを諒承した。そして、その直後のいわゆる「ぶら下がり」の取材に答えて、C総理は、「A国との関係は当面このままでいくことが内閣の方針です。経済ミッションも予定通り行うよう、F大臣に指示しておきました。」と述べた。

これを聞いたE大臣は意外に思い、電話でC総理に問い質した。以下は、そのやり取りの概要である。

E大臣：総理，話が違うじゃありませんか。私があれだけ反対したんだから，内閣の方針が決まったなんてとてもいえないでしょう。釈迦に説法だとは思いますが，閣議の全員一致の原則を思い出して下さいよ。

C総理：まあそういきり立ちなさんな。話が違うって，どの話のことなの。確かに最初，あなたは反対していたけど，他の閣僚から，私の意見に対して反対はなかったし，それを見てあなたも矛を収めたと思ったのよ。

E大臣：しかし，総理は，御自分の御意見を閣議決定にするとはおっしゃらなかったし，閣内の意見の取りまとめもなさらなかったでしょう。それに文書化もしていない。あれだけで内閣の方針が決まったとはとてもいえないでしょう。

C総理：内閣の方針になったと，私が判断したの。内閣の首長の私がね。閣議決定という形式を踏むかどうか，文書化するかどうかも，私が決めることでしょ。

E大臣：それじゃあ，閣議は無用になってしまいますよ。

C総理：人聞きの悪いこといわないでよ。ちゃんと閣議に諮って，内閣の意思として決めたつもりですからね。それに，仮に先日の閣議で内閣の方針が決まったとはいえないとしてもよ，20年前の閣議決定があるじゃないの。A国国民の福祉に十分留意するとなれば，私の考えでいくしかないでしょう。

E大臣：その文言は私も百も承知の上で，先日の閣議で発言したわけです。しかしあれは，人道支援の類は止めないという趣旨でしょう。経済ミッションまでは含まない。

C総理：どう解釈するかも，私の権限だと思うの。

結局，C総理とのやり取りでは要を得なかったE大臣は，憤懣やるかたなく，G新聞の政治記者Hに，オフレコの条件で，「A国の軍事政権への対応については，C総理の意見に対して閣内にも異論があり，自分は強く反対した。」と話した。Hは，オフレコの約束に反して，E大臣から聞いた話を記事にした。

この記事を見て激怒したC総理は，E大臣を電話口呼び出して，「いくつも大臣の椅子を経験してきたあなたが，閣内の内情を他に漏らすとは何事です。事ここに至っては，あなたを罷免するしかないわね。」と述べて，ただちに罷免の手続をとった。

自分は正しいことをしたと思っているEは，近く政界から引退するつもりでいたこともあり，今さら失うものは何もないと考え，徹底抗戦する覚悟を固めた。そのためEは，罷免は憲法に違反する無効なものであるとして，罷免日以降の国务大臣としての報酬の支払いを国に求めて出訴した。

【設問】

以上の経緯に含まれる憲法上の問題点について論ぜよ。

(120点)